

令和 6 年度入学者選抜前期選抜募集要項

福 島 県 立 川 口 高 等 学 校

〒 9 6 8 - 0 0 1 1

福島県大沼郡金山町大字川口字蛇沢 2 4 3 4 - 2

電話番号 (0 2 4 1) 5 4 - 2 1 5 4

令和 6 年度福島県立川口高等学校入学者選抜は、「令和 6 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施する。

1 募集定員

(1) 特色選抜

本校全日制の課程普通科募集定員 40 名の 50%程度とする。

(2) 一般選抜

本校全日制の課程普通科募集定員 40 名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

出願資格については、次の(1)(2)のいずれかに該当する者とし、特色選抜については、加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 6 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 本要項「10 選抜方法・選抜資料」の「(1)特色選抜」に示す「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 通学区域

通学区域は、実施要綱の「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。なお、学区外からの出願については、本要項「8-1 学区外からの出願（学区内への一家転住等の場合）」「8-2 学区外からの出願（学区内に身元引受人を依頼する場合）」を参照すること。

4 併願の取扱い

志願者は、本校のみの出願とし、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

5 出願期間

令和 6 年 2 月 5 日(月)から 2 月 8 日(木) までとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形 3 号、434 円分の切手を貼付する）を同封の上、令和 6 年 2 月 8 日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願方法及び出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、以下の書類を、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に提出する。その際、中学校長は前期選抜志願者名簿（実施要綱様式共通 4 号の 1）を添付する。
 - ① 入学願書
入学検定料として 2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。
 - ② 令和 6 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。実施要綱様式共通 1 号）
提出期間は令和 6 年 2 月 15 日（木）から 2 月 16 日（金）までとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、年齢 20 歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。
 - ③ 特色選抜志願理由書
本校ホームページよりダウンロードして使用する。ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者は、以下の書類を、直接、本校校長に提出する。
 - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ③ 健康診断書（令和 6 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、本要項「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業後と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することがある。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ⑤ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（実施要綱様式統一 5 号）を出願に際して本校校長に提出できる。提出できる者は、不登校による欠席日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。また、保健室等登校であった者も、その日数が 1 年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、返信用封筒（長形 3 号、434 円分の切手を貼付する）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和 6 年 2 月 15 日（木）から 2 月 16 日（金）までとする。郵送の場合には、2 月 16 日（金）の消印有効とする。持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

8-1 学区外からの出願（学区内への一家転住等の場合）

- (1) 県外からの志願者は、本要項「6 出願方法及び出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付ける。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（実施要綱様式共通 2 号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」

など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

※ 事前に在学（出身）中学校長を通して、本校へ連絡し、入学願書、受験票用紙及び入学検定料納付済証明書用紙等、必要書類の送付を受けること。

- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、本要項「6 出願方法及び出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

○ 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

8-2 学区外からの出願（学区内に身元引受人を依頼する場合）

町寮「若桐寮」への入寮希望者は下記により出願する。

- (1) 学区外からの出願

本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、県外を含む学区外から本校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱う。

- (2) 出願方法

本要項「6 出願方法及び出願に必要な書類」に示した出願書類に加え、次の書類を提出する。

- ① 県内からの出願の場合

○ 身元引受人の「住民票の写し」

- ② 県外からの出願の場合

○ 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（実施要綱様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

○ 身元引受人の「住民票の写し」

※ 上記②に該当する者は、事前に在学（出身）中学校長を通して、本校へ連絡し、入学願書、受験票用紙及び入学検定料納付済証明書用紙等、必要書類の送付を受けること。

- (3) その他

① 上記(1)(2)により本校へ入学する者については、入学までに、本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に住所を異動し「住民票の写し」を本校に提出する。

② 金山町教育委員会教育長が身元引受人となることが認められている場合、身元引受人の「住民票の写し」は金山町教育委員会から直接学校へ提出されるため、志願者からの提出は不要とする。

9 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けたときは、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

10 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や特性等に配慮しつつ、「志願してほしい生徒像」に基づき、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

志願してほしい生徒像	
本校は、小規模校としての特性をいかし、教員と生徒一人ひとりが密接に対話し、生徒の能力・特性を踏まえた「個に応じた教育」に取り組み、多様な進路決定を実現している。令和2年度からは、コミュニティ・スクールとして、地域社会からも大きく期待されている。これにより、県内外から、向上心を持ち、奥会津並びに全国の中山間地域の活性化に向けて学ぶ、次のような生徒を求める。	
大学進学	・ 高校での学びをいかし、進路目標に応じた上級学校への進学に向け積極的に取り組む生徒
学びなおし	・ 基礎学力の定着のために積極的に取り組む生徒
部活動	・ 3年間継続して部活動に積極的に取り組む生徒、ボートや茶華道などの専門家による指導を希望する生徒
資格取得等	・ 介護職員初任者研修の受講や漢検、英検、数検などに積極的に取り組む生徒
寮生活	・ 寮で生活し、自立した生活に積極的に取り組む生徒
総合的な探究の時間	・ 奥会津地域の課題を基に指導を受けながら、各地の課題解決を目指す学習に積極的に取り組む生徒
ボランティア活動	・ 地域活性化や福祉などのボランティアに積極的に取り組む生徒

選抜資料					
学力検査	特色選抜志願理由書	調査書	特色面接	特色検査	選抜資料の満点
5教科とする。 250点満点とする。	本校への志望動機や学校生活及び卒業後の目標、学んでみたいこと等について本人が記入する。	「各教科の学習の記録」では、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍とし、195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、55点満点として、合計250点満点とする。 部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。	個人面接を実施する。 個人面接では、本校での学ぶ意欲や自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。 面接については観点ごとに点数化し、430点満点とする。	実施しない。	全体の満点は930点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果、学力検査の成績及び一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を資料とし、本校の特色や特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

選抜資料			学力検査と調査書の成績の比重
学力検査	調査書	一般面接	
5教科とする。 250点満点とする。	「各教科の学習の記録」は音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍とし、195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点、として、合計250点満点とする。 部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。	個人面接を実施する。 個人面接では、本校で学ぶ意欲や自らの考えをまとめ適切に伝える表現力についてみる。 面接については観点ごとに点数化し、125点満点とする。	同等とする。

1 1 学力検査、各種面接の日時及び会場

(1) 日 時 令和6年3月5日(火)、3月6日(水)

3月5日(火) 学力検査

受付時間：午前8時～午前8時25分

学力検査：午前9時～午後3時10分

8:30	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点呼・ 諸注意	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

3月6日(水) 特色面接、一般面接

受付時間：午前8時～午前8時25分

各種面接：午前9時～ (各受験者の終了予定時刻については当日掲示する。)

※ 特色選抜、一般選抜の両方に出願している志願者については、
特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

(2) 会 場 福島県立川口高等学校

(3) 持ち物 受験票、上履き、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規を持参すること。ただし、下敷、分度器、各辺の長さの比が印字された三角定規、直線の定規で折りたたむと分度器になるもの等は使用できない。

(4) 持込禁止 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類、その他不正行為と疑われる物

1 2 追検査等の実施

(1) 追検査の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症(※)罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部を欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡をする。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願(実施要綱様式共通14号)を令和6年3月7日(木)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部または一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証(実施要綱様式共通15号)を交付する。

- (4) 追検査等については、受験の状況により下表A～Cの3パターンがあり、該当パターンに応じて追検査を実施する。

	受験状況		追検査等
	3月5日（火） 学力検査	3月6日（水） 各種面接	
A	欠席	欠席	学力検査・各種面接
B	欠席	受験	学力検査
C	受験	欠席	各種面接

- ① 日 時 令和6年3月11日（月）
受付時間：午前8時～午前8時25分
- ② 場 所 福島県立川口高等学校
- ③ 開始時間と終了時間の目安 （各種面接の終了予定時刻については当日掲示する。）

3月11日（月）				
A	9:00	14:45	15:05	
	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	休憩 説明	各種面接	
B	9:00	14:45		
	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施			
C	14:15	14:45	15:05	
		受付 待機	移動 説明	各種面接

※ A、Cのパターンで、特色選抜と一般選抜の両方に出願している志願者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

1.3 合格者発表

- 令和6年3月14日（木）正午以降に本校で発表する。
- 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。
- 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

1.4 その他

- (1) 入寮を希望する場合

入寮を希望する者は、本校ホームページにある「入寮要項」を確認の上、在学（出身）中学校長を通して、本校へ入寮出願資格の確認を行うとともに、最終締切の令和6年1月25日（木）までに『入寮願』及び『身元引受人願』を提出し、福島県大沼郡金山町教育委員会で「身元引受人及び入寮資格」可否の審査（面接及び書類審査）を済ませてください。

	『入寮願』及び『身元引受人願』の提出期限	面接及び書類審査
第1回締切	令和5年11月30日（木）	指定された日
第2回締切	令和5年12月28日（木）	指定された日
第3回締切（最終）	令和6年 1月25日（木）	指定された日

(2) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次の通りとする。

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（実施要綱様式共通 16 号）を令和 6 年 3 月 7 日（木）午後 4 時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書（実施要綱様式共通 17 号）を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項に示した「12 追検査等の実施」に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(3) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(4) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式共通 8 号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(5) 本校ホームページからのダウンロード等が難しい場合は、本校に問い合わせをする。